

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：24501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20090

研究課題名（和文）日米における不便宜法廷地の比較法的研究

研究課題名（英文）The Comparative Research on Forum Non Conveniens in Japan and the US

研究代表者

後 友香（USHIRO, Yuka）

神戸市外国語大学・外国語学部・講師

研究者番号：20908272

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、主に、日本における、従来のいわゆる「特段の事情」論及び民事訴訟法3条の9の解釈適用、及び、アメリカにおける不便宜法廷地を理由とする却下をめぐる諸問題、とりわけ、却下においてどのような要素が考慮されるべきか、について調査を行い、現在も継続して比較法的な検討を行っている。本研究に基づく比較法的な検討によって得られた、日米における不便宜法廷地に関する理論と実務の将来的な展望や、日本における特別の事情による訴え却下の適正な判断のあり方についての知見を公表する作業を現在進めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成23年の民事訴訟法改正で新設された民事訴訟法3条の9は、改正前のいわゆる「特段の事情」論を踏襲したものであるが、そもそも改正前から、訴え却下の予見可能性及び法的安定性が問題視されており、その状況は改正後も変わっていない。この「特段の事情」論は、コモンローにおける不便宜法廷地に非常に近接する枠組みであることから、コモンロー、特にこれまで日本で体系的な研究が多いとはいえないアメリカにおける不便宜法廷地をめぐる議論を日本に紹介し、日本法との比較法的考察を行うことにより、民事訴訟法3条の9のより透明性の高い運用が可能となることが、本研究の学術的意義である。

研究成果の概要（英文）：In this research, I mainly focused on the so-called "special circumstances" and the interpretation and application of Article 3-9 of the Code of Civil Procedure in Japan, and the issues regarding to dismissal on the ground of forum non conveniens in the United States, especially what factors should be considered in the dismissal. I have been conducting comparative legal researches and I am going to publish articles on the future prospects of the theory and practice of forum non conveniens in both countries, as well as on the appropriate decisions on the special circumstances in Japan.

研究分野：国際私法

キーワード：不便宜法廷地 Forum Non Conveniens 特別の事情による訴え却下 国際裁判管轄

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本及びアメリカにおける不便宜法廷地を理由とする却下をめぐる諸問題、すなわち、却下の判断においてどのような要素が考慮されるべきかや、却下によって当事者に実質的な司法救済の途が閉ざされないかなどの問題を対象として取り上げ、日米間の比較法的な視点から、これらの問題に関する裁判例の動向や理論の展開を分析し、シビルロー諸国など他の法域の視点からどのような評価がなされうるのかに関する検討も踏まえた上で、日米における不便宜法廷地に関する理論と実務の将来的な展望を検討し、且つ、日本における不便宜法廷地の適正な判断のあり方を探ることを目的とするものであった。

日本では、かつて国際裁判管轄に関する明文規定は存在していなかったため、判例がそれを形成してきた。すなわち、民事訴訟法の規定する内国事案についての裁判籍が日本国内にある場合には原則として日本に国際裁判管轄が認められるとしつつ、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する「特段の事情」があると認められる場合には、例外的に国際裁判管轄を否定する、とするものである。この特段の事情論を踏襲した規定であるとされているのが、平成 23 年の民事訴訟法改正で新設された民事訴訟法 3 条の 9 である。同条は、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があるときは、裁判所は訴えを却下できると規定している。これは、同 3 条の 2 以下に明文で規定された国際裁判管轄が日本に認められる場合にも訴えを却下する可能性を認めるものであるから、予見可能性や法的安定性を損なうような適用を招かないために、実務面からと同時に理論面からも、その判断基準の明確化、精緻化を図る必要がある。解明が急がれる課題の一例としては、却下の判断において考慮されるべき要素を明らかにすることや、却下によって当事者に実質的な司法救済の途が閉ざされないようにすることなどの課題が考えられる。

同 3 条の 9 が日本版フォーラム・ノン・コンビニエンス（不便宜法廷地）とも評されていることにも表れている通り、同条、及び、その前身である特段の事情論は、コモンローにおける不便宜法廷地に非常に近接する枠組みである。すなわち、同条は、「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情」を考慮して、訴えを却下すべき特別の事情の存否を判断するとしており、特別の事情の存否の判断について裁判官に広い裁量を与えていると言える。これは、シビルローよりもコモンローに近接するものであるため、コモンローにおける不便宜法廷地の発展動向を見ることによって、日本の民事訴訟法 3 条の 9 の適正な運用に対する示唆を得られると考えた。コモンロー諸国の中でも、比較研究の対象としては、近年日本で体系的な研究がなされておらず、且つ、判例・学説の蓄積があるアメリカがふさわしいと考えた。

2. 研究の目的

本研究課題の申請時における目的は、「1. 研究開始当初の背景」で述べた法的状況を背景に、比較法的な視点から、日米の不便宜法廷地を理由とする却下をめぐる諸問題の現状を調査・分析することを通じて、日米における不便宜法廷地に関する理論と実務の将来を展望し、日本における不便宜法廷地の適正な判断のあり方に対して示唆を得ることであった。

3. 研究の方法

本研究では、「2. 研究の目的」で述べた目的を達成するために、各年度において以下のような方法をとった。

本研究の開始年度である 2021 年度は、日本法に関しては、これまでの「特段の事情」論及び民事訴訟法 3 条の 9 の解釈適用、同条の立法経緯、及び、これらに対する考察について資料収集をして、その調査結果をまとめた。他方で、アメリカの不便宜法廷地に関する判例及び学説の現状並びにそれに対するシビルロー諸国からの評価（主に、ドイツ法に照らした評価を対象とする）について、データベースや文献によって資料収集・調査を行った。

本研究の終了年度である 2022 年度は、前年度からの資料収集を継続しつつ、比較法的な分析を行い、それによって得られた研究成果を公表する作業を進めた。

4. 研究成果

2 年間を通じて、日本法については、これまでの「特段の事情」論及び民事訴訟法 3 条の 9 の解釈適用、同条の立法経緯、及び、これらに対する考察についての調査を行った。他方で、アメリカ法については、不便宜法廷地に関する判例及び学説についての基礎的な資料の収集・調査に努めた。また、同時に、主にドイツ法の視点からの、アメリカの不便宜法廷地に対する評価を調査した。これらを踏まえて、現在、日本法とアメリカ法の比較法的な検討を踏まえて、成果を公表する準備を行っている。

2022 年度中の研究成果としては、主に日本の国際裁判管轄についての調査・検討の成果として、後友香「国際訴訟競合における事件の同一性」国際私法年報 24 号 143 頁～166 頁（2022 年 12 月）及び、後友香「カリフォルニア州裁判所への専属的管轄合意の有効性[東京高裁令和 2.7.22 判決]」ジュリスト 1576 号 162 頁～165 頁（2022 年 10 月）がある。

研究期間全体を通じて、日本及びアメリカにおける不便宜法廷地を理由とする却下をめぐる諸問題、とりわけ、却下においてどのような要素が考慮されるべきか、について、資料の収集・

調査を行い、現在も継続して比較法的な検討を行っている。今後、本研究に基づく比較法的な検討によって得られた、日米における不便宜法廷地に関する理論と実務の将来的な展望や、日本における不便宜法廷地の適正な判断のあり方についての知見を公表する作業を進めていきたいと考えている。なお、当初は、アメリカに現地調査に赴く可能性も検討していたが、新型コロナウイルスの状況に鑑み、断念した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 後友香	4. 巻 24
2. 論文標題 国際訴訟競合における事件の同一性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 143 ~ 166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後友香	4. 巻 1576
2. 論文標題 カリフォルニア州裁判所への専属的管轄合意の有効性[東京高裁令和2.7.22判決]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 162 ~ 165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------